

## 世田谷区子ども・子育て会議条例（案）

## （設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

## （所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）法第77条第1項各号に掲げる事項
- （2）前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

## （組織）

第3条 子ども・子育て会議は、学識経験者及び区民のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

## （任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## （部会）

第7条 子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

## （会議の公開）

第8条 子ども・子育て会議は公開とする。ただし、子ども・子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

## （意見聴取）

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## （委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。